

麻薬及び向精神薬取締法の規定による免許又は登録の取消し
及び業務停止処分基準

第1章 趣旨

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第51条に基づき、麻薬及び向精神薬取扱者に対して行う知事の権限に属する免許又は登録の取消し及び業務の停止処分（以下、「免許の取消し等の処分」という。）については、この基準に定めるところによるものとする。

第2章 免許の取消し等の処分

第1 基本原則等

（基本原則）

1 免許の取消し等の処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。処分にあたっては、違反の態様、行為者の動機等を総合的に判断し、的確かつ厳正に行うものとする。

（1）違反行為により、保健衛生上の危害が生じ又は保健衛生上の重大な危害が発生するおそれがある場合

（2）法に違反した内容が、別表のいずれかの事項に該当する場合

（3）法第3条第3項第2号から第6号まで又は法第50条第2項第2号ロからへまでのいずれかの規定に該当することとなった場合

（処分基準等）

2 免許の取消し等の処分について、第2の基準により行うものとする。

（処分手続き）

3 免許の取消し等の処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に従い、次のとおり事前手続きを行うものとする。

（1）免許又は登録の取消しの場合 聴聞（行政手続法 第13条第1項第1号イ）

（2）業務の停止の場合 弁明の機会の付与（同条第1項第2号）

第2 免許の取消し等の処分の具体的内容

（免許の取消し）

1 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（法第50条の26の規定により免許を受けたものとみなす者は除く。）（以下、「麻薬卸売業者等」という。）が次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、その免許を取消すものとする。

（1）保健衛生上の重大な危害が発生するなど違反の様態又は動機から判断して、許可の取消し処分を行うことが必要と認められるとき。

（2）3に該当する場合であって、その者が過去2年以内に2回以上業務の停止処分を受けたものであるとき。

（3）3に該当する場合であって、その者が同一の違反で業務の停止処分を

受けたものであり、その違反行為が別表の1から14のいずれかのとき。

(4) 業務の停止処分に違反したとき。

(5) 法に違反し有罪判決を受けた場合で、免許の取消し等を行うことが必要と認められるとき。

(登録の取消し)

2 向精神薬試験研究施設設置者が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取消すものとする。

(1) 保健衛生上の重大な危害が発生するなど違反の様態又は動機から判断して、許可の取消し処分を行うことが必要と認められるとき。

(2) 別表の違反行為のいずれかを行った場合であって、違反の動機等から判断して、別に定める「登録の取消し処分の算定基準」により、登録の取消しを行うことが必要と認められるとき。

(業務の停止)

3 麻薬卸売業者等が別表の違反行為のいずれかを行った場合であって、違反の動機等から判断して、業務の停止処分を行うことが必要と認められる場合は、5日以上1年以下の業務の停止処分を行うものとする。

なお、処分日数の算出のあたっては、別に定める「業務の停止処分を行う場合の日数の算定基準」によるものとする。

(加重軽減)

4 次のいずれかに該当する場合は、処分の加重又は軽減を行うことができるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、3に定める期間の2倍の範囲内において処分を加重することができる。

ア 過去2年以内に業務の停止処分を受けた場合

イ 過去2年以内に同一の違反があった場合

ウ 違反行為に対してなされた本県の指示に従い速やかに必要な措置をとらない場合

エ その他違反の様態又は動機から判断して処分を加重すべき理由のある場合

(2) 免許の取消し等の処分に該当する違反行為を行った場合であって、本県の指示に従い、当該違反行為に対して速やかに必要な措置を講ずる等情状酌量の余地があると認められるときは、次によりその処分を軽減することができる。

ア 1に掲げる免許の取消し処分が行われる理由に該当する場合にあっては、1年間の業務の停止処分とする。

イ 3における業務の停止処分が行われる理由に該当する場合にあっては、3に定める期間の3分の2の軽減を行う。

附 則

この基準は、平成16年11月8日から適用する。

業務停止を行う場合の日数の算定基準

(趣旨)

- 1 業務停止処分の日数の算定は、この基準によるものとする。

(算定基準)

- 2 業務停止処分の日数の算定は、違反行為の条項、動機及び態様に基づき算定するものとする。

(算出方法)

- 3 業務停止日数は、別表1「処分日数算出表」及び「業務の停止日数換算表」を用いて算出する。

(別表1)

処 分 日 数 算 出 表

違反行為区分 [基本点数]	動 機 [点数]
別表の1から14までに該当する場合 [10]	違反が故意であることが明らかであり、かつ悪質である場合 [10]
別表の15から18まで及び52から58までに該当する場合 [8]	故意であることが多少でも明らかである場合、又は重大な過失による場合 [3]
別表の19から21まで及び59から63までに該当する場合 [5]	故意であることが不確定である場合 [3]
別表の22から30まで及び64に該当する場合 [3]	過失又はその他 [1]
別表の31から42まで、66から72まで、74及び85に該当する場合 [2]	
別表の43から51まで、75から78まで及び83に該当する場合 [1]	

- (1) 主たる違反行為（直接処分の対象となる違反行為）の点数は、上記の二者を乗じて得た点数とする。

主たる違反の点数 = 基本点数 × 動機の点数

- (2) 従たる違反行為（主たる違反行為以外の違反行為）の点数は、この表の基本点数に当該違反条項数を乗じて得た点数とする。
- (3) 主たる違反行為の点数に従たる違反行為の点数を加算して得た点数を別に定める換算表を用いて換算し、業務停止日数とする。

(別表2)

業 務 停 止 日 数 換 算 表

算出点数	業務停止日数	算出点数	業務停止日数
1～2	5	30～34	60
3	7	35～39	65
4	10	40～44	70
5	13	45～49	80
6～7	15	50～59	90
8～9	18	60～69	100
10～14	20	70～79	120
15～19	25	80～89	150
20～24	30	90～99	180
25～29	35	100以上	1年

登録の取消し処分の判定基準

(趣旨)

- 1 登録の取消し処分の判定は、この基準によるものとする。

(判定基準)

- 2 登録の取消し処分の判定は、違反行為の条項、動機及び過去の違反状況に基づき判定するものとする。

(判定方法)

- 3 別表「違反点数表」を用いて、算出された点数が25以上の場合に登録を取り消す。

違反行為区分 [基本点数]	動機 [点数]	過去の違反状況 [点数]
別表の52から56 までに該当する場合 [5]	違反が故意であることが 明らかであり、かつ悪質 である場合 [5]	過去に同一の違反で処分 を受けたことがある、又 は2度以上違反による処 分を受けたことがある場 合 [3]
別表の65に該当す る場合 [3]	故意であることが明らか である場合、又は重大な 過失による場合 [3]	過去に他の内容の違反に より1度だけ処分を受け たことがある場合 [2]
別表の69、70、 73、74及び85 に該当する場合 [2]	故意であることが不確定 である場合 [2]	過去に違反による処分を 受けたことがない場合 [1]
別表の79から82 まで及び84に該当 する場合 [1]	過失又はその他 [1]	

- (1) 主たる違反行為（直接処分の対象となる違反行為）の点数は、上記の三者を乗じて得た点数とする。

主たる違反の点数 = 基本点数 × 動機の点数 × 過去の違反状況の点数

- (2) 従たる違反行為（主たる違反行為以外の違反行為）の点数は、この表の基本点数に当該違反条項数を乗じて得た点数とする。
- (3) 主たる違反行為の点数に従たる違反行為の点数を加算して得た点数により判定する。

別表

麻薬卸売業者等に係る処分対象となる違反行為の内容

適用条文及び違反行為の内容		
1	法第12条第1項	ジアセチルモルヒネを許可なく譲渡等したとき
2	法第12条第2項	あへん末を輸入等したとき
3	法第12条第3項	麻薬原料植物を許可なく栽培したとき
4	法第13条第1項	麻薬を輸入したとき
5	法第17条	麻薬を輸出したとき
6	法第20条第1項	麻薬を製造したとき（研究者を除く）
7	法第20条第2項	家庭麻薬を製造したとき（研究者を除く）
8	法第22条	麻薬を製剤又は小分けしたとき（研究者を除く）
9	法第24条第1, 9, 10項	不正譲渡をしたとき
10	法第25条	麻薬処方せんに基づかずに麻薬を譲渡したとき（小売業者）
11	法第26条1, 3項	不正譲受をしたとき
12	法第27条第1項	不正な麻薬の施用・交付をしたとき
13	法第27条第3項	疾病の治療以外の目的で施用等したとき
14	法第29条の2	麻薬の広告を行ったとき
15	法第27条第4項	中毒者に対し施用等した場合
16	法第30条第2項	開封して譲渡したとき（卸売業者）
17	法第30条第3項	封がされたまま交付又は譲渡したとき（施用者、小売業者）
18	法第31条	容器等に品名等の記載のない麻薬を譲渡したとき（卸売業者）
19	法第4条第3項	免許証を他人に譲渡又は貸与したとき
20	法第32条第1項	譲受証・譲渡証の交付の違反をしたとき（卸売業者）
21	法第33条第3項	管理者の管理する麻薬以外の麻薬を施用等したとき

適用条文及び違反行為の内容		
2 2	法第 2 7 条第 6 項	処方せんに必要事項を記載していないとき
2 3	法第 2 9 条	届出をせず廃棄したとき
2 4	法第 3 3 条第 2 項	管理していないとき
2 5	法第 3 4 条第 1 項	業務所内で保管していないとき
2 6	法第 3 7 条第 1 項	帳簿の備付・記載をしていないとき（卸売業者）
2 7	法第 3 8 条第 1 項	帳簿の備付・記載をしていないとき（小売業者）
2 8	法第 3 9 条第 1 項	帳簿の備付・記載をしていないとき（管理者、施用者）
2 9	法第 4 0 条第 1 項	帳簿の備付・記載をしていないとき（研究者）
3 0	法第 4 1 条	施用に関する記録を記載をしていないとき
3 1	法第 3 2 条第 3 項	譲受証・譲渡証を 2 年間保存していないとき
3 2	法第 3 5 条第 1 項	事故の届出をしていないとき
3 3	法第 3 5 条第 2 項	調剤済み麻薬の廃棄の届出をしていないとき
3 4	法第 3 7 条第 2 項	完了帳簿を 2 年間保管していないとき（卸売業者）
3 5	法第 3 8 条第 2 項	完了帳簿を 2 年間保管していないとき（小売業者）
3 6	法第 3 9 条第 3 項	完了帳簿を 2 年間保管していないとき（管理者、施用者）
3 7	法第 4 0 条第 3 項	完了帳簿を 2 年間保管していないとき（研究者）
3 8	法第 4 6 条第 1 項	半期毎の麻薬譲渡譲受の届出をしていないとき（卸売業者）、
3 9	法第 4 7 条	年間届の麻薬譲渡譲受の届出をしていないとき（小売業者）
4 0	法第 4 8 条	年間届の麻薬譲渡譲受の届出をしていないとき（管理者）
4 1	法第 4 9 条	年間届の麻薬譲渡譲受の届出をしていないとき（研究者）
4 2	法第 5 8 条の 2 第 1 項	中毒者の届出をしていないとき

適用条文及び違反行為の内容		
4 3	法第 8 条	免許証を返納していないとき
4 4	法第 9 条第 1 項	免許証の記載事項変更の届出をしていないとき
4 5	法第 1 0 条第 1 項	免許証の再交付申請をしていないとき
4 6	法第 1 0 条第 2 項	発見した亡失免許証を返納していないとき
4 7	法第 3 4 条第 2 項	他の医薬品（覚せい剤を除く）と区別し、かぎをかけた堅固な設備で貯蔵していないとき
4 8	法第 3 6 条第 1 項	所有する麻薬の数量の届出をしていないとき
4 9	法第 3 6 条第 3 項	譲渡した数量の届出をしていないとき
5 0	法第 3 9 条第 2 項	完了帳簿の引渡しをしていないとき（管理者、施用者）
5 1	法第 4 0 条第 2 項	完了帳簿の引渡しをしていないとき（研究者）
5 2	法第 5 0 条の 8	向精神薬を輸入したとき
5 3	法第 5 0 条の 1 1	向精神薬を輸出したとき
5 4	法第 5 0 条の 1 5 第 1 項	向精神薬を製造、製剤及び小分けしたとき
5 5	法第 5 0 条の 1 5 第 2 項	向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたとき
5 6	法第 5 0 条の 3 9	措置命令に従わないとき
5 7	法第 5 0 条の 4 0	改善命令等に従わないとき
5 8	法第 5 0 条の 4 1	向精神薬取扱責任者の変更命令に従わないとき
5 9	法第 5 0 条の 1 6 第 1 項	不正に譲渡又は譲渡目的で所持したとき
6 0	法第 5 0 条の 1 6 第 2 項	不正譲渡をしたとき（卸売業者）
6 1	法第 5 0 条の 1 6 第 4 項	不正譲渡をしたとき（小売業者）
6 2	法第 5 0 条の 1 7	処方せんに基づかず向精神薬を譲渡したとき（小売業者）
6 3	法第 5 0 条の 1 8 で準用する法第 2 9 条の 2	向精神薬の広告を行ったとき

適用条文及び違反行為の内容		
6 4	法第50条の4で準用する法第4条第3項	免許証を他人に譲渡又は貸与したとき
6 5	法第50条の7で準用する法第4条第3項	登録証を他人に譲渡又は貸与したとき
6 6	法第50条の19	容器等に品名等の記載のない向精神薬を譲渡したとき（卸売業者）
6 7	法第50条の20第1項	取扱責任者を設置していないとき
6 8	法第50条の20第2項	適正に監督していないとき
6 9	法第50条の21	適正に保管、廃棄等していないとき
7 0	法第50条の22	事故の届出をしていないとき
7 1	法第50条の23第1項	譲渡等した数量等の記録をしていないとき（卸売業者）
7 2	法第50条の23第2項	譲渡等した数量等の記録をしていないとき（小売業者）
7 3	法第50条の23第3項	譲渡等した数量等の記録をしていないとき（試験研究施設）
7 4	法第50条の23第4項	記録を2年間保存していないとき
7 5	法第50条の4で準用する法第8条	免許証を返納していないとき
7 6	法第50条の4で準用する法第9条第1項	免許証の記載事項変更の届出をしていないとき
7 7	法第50条の4で準用する法第10条第1項	免許証の再交付申請をしていないとき
7 8	法第50条の4で準用する法第10条第2項	発見した亡失免許証を返納していないとき
7 9	法第50条の7で準用する法第8条	登録証を返納していないとき
8 0	法第50条の7で準用する法第9条第1項	登録証の記載事項変更をしていないとき

適用条文及び違反行為の内容		
8 1	法第50条の7で準用する法第10条第1項	登録証の再交付申請をしていないとき
8 2	法第50条の7で準用する法第10条第2項	発見した亡失登録証を返納していないとき
8 3	法第50条の20第4項	取扱責任者の設置及び変更の届出をしていないとき
8 4	法第50条の24第2項	年間の輸入数量等の届出をしていないとき
8 5	法第50条の38第1項	正当な理由なく報告の徴収、立入検査及び収去を拒否したとき

(注意) 番号1から51までについては麻薬取扱者、52から84までについては向精神薬取扱者、及び85については双方に適用するものとする。